

## 令和 2 年度春日井市一体的就労支援事業報告

## 1 事業概要

生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者及びその申請中の者に対し、効果的かつ効率的な就労支援を行うため、福祉事務所（市）とハローワーク（国）とによる一体的就労支援事業を実施する。事業の実施にあたり春日井市と愛知労働局が協定を結び、市役所庁舎内にハローワーク窓口を設置して効果的かつ効率的な就労支援を行う。

## 2 実施体制

## (1) 開始時期

平成 27 年 10 月 5 日、市役所庁舎内（就労・生活支援相談コーナー）にハローワーク窓口を設置。

## (2) 運営体制

業務時間は、祝休日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

国（愛知労働局）からハローワーク職員 2 名、求人情報提供端末 1 台。市から就労支援員 2 名を配置。

## 3 業務内容

## (1) 国（愛知労働局）の実施業務

求人情報提供端末の設置及び就職支援ナビゲーターを配置し、職業相談・職業紹介及び求人情報の提供を行う。

## (2) 春日井市の実施業務

就労支援員を配置し、就労支援及び生活相談等の業務を行う。また、ハローワーク及び市役所との連絡調整等を行う。

## (3) その他

その他一体的就労支援事業に必要な業務を行う。

#### 4 数値目標及び実績

##### (1) 令和2年度一体的就労支援事業の数値目標

対象者	支援対象者数（人）	就職者数（人）
生活保護受給者	120	80
児童扶養手当受給者	30	20
住居確保給付金受給者	5	3
生活困窮者	25	17
合 計	180	120

##### (2) 令和2年度一体的就労支援事業の実績

対象者	支援対象者数（人）	就職者数（人）
生活保護受給者	96	43
児童扶養手当受給者	35	15
住居確保給付金受給者	45	25
生活困窮者	42	29
合 計	218	112

※令和2年4月1日～令和3年2月28日累計

#### ※参考資料

社会福祉協議会等による貸付、給付の決定状況

	令和元年度（件）	令和2年度（件）
緊急小口資金（特例貸付）	41	1,649
総合支援資金（特例資金）	0	554
住居確保給付金	10	194

※令和2年度は令和2年4月1日～令和3年2月28日の累計